

木材・木材製品の輸出拡大に向けた取組方針

平成 29 年 6 月

目 次

はじめに	1
I. 農林水産業の輸出力強化戦略（林産物）	2
II. 国別の取組方針	5
1. 中国	5
2. 韓国	12
3. 台湾	17
4. ベトナム	22
III. 木材輸出に関する総括的な課題	26
参考資料	28

はじめに

農林水産省では、「森林・林業基本計画」に基づき、「林業の成長産業化」を旗印として、資源の循環利用を図りつつ、原木の安定供給体制の構築と木材需要の拡大を「車の両輪」として推進している。特に、木材需要の拡大に当たっては、公共建築物の木造・木質化や木質バイオマスのエネルギー利用などによる国内での需要拡大に加えて、木材の輸出により、海外での市場拡大にも取り組むこととしている。

平成 18 年度には、「木材等輸出戦略検討会」を開催して、主として中国、韓国等の東アジア向けを念頭に、木材輸出に係る課題の検討を行い、「国産材の輸出促進に向けて（論点整理）」として取りまとめた。同取りまとめでは、「丸太輸出から製品輸出へ」と「スギ、ヒノキ等を用いた製品輸出」を基本的な考え方として、消費者ニーズの把握と関連情報の収集、付加価値の高い製品の需要開拓と新たな製品開発、国産材の PR、国産材住宅の輸出に向けた産学官を挙げた取組、国内の安定供給体制等の整備に取り組むこととされた。

農林水産省では、以後、これらの考え方に従って、輸出先国における需要動向の調査、木造軸組モデル住宅の設置、中国における「木構造設計規範」見直し作業への参画などに取り組んできた。

このような中、農林水産省は、平成 25 年 8 月に、「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」を公表して、林産物（木材と特用林産物）の輸出額については、平成 24 年（2012 年）の 123 億円（うち木材 93 億円）を平成 32 年（2020 年）までに 250 億円に倍増させることを目標とした。

また、平成 28 年 5 月には、「農林水産業・地域の活力創造本部」の下に設置された「農林水産業の輸出力強化ワーキンググループ」が、「農林水産業の輸出力強化戦略」を公表した。同戦略では、「品目別の輸出力強化に向けた対応方向」も示され、林産物については、スギ・ヒノキを主として、中国、韓国、台湾を中心に、実需者向けの PR 等を行うとともに、丸太中心の輸出から付加価値の高い製品の輸出促進に取り組むこととした。

同戦略では、農林水産物の輸出に取り組む民間団体や関係省庁で構成される「輸出戦略実行委員会」を司令塔とし、品目ごとに輸出商社等の専門家を含めた議論の場として「品目部会」が設けられており、林産物については、林産物部会が戦略に基づく取組状況を検証し、今後の輸出に向けた取組方針の検討を行っている。

このような中、林産物の輸出額は、平成 27 年に 270 億円、平成 28 年に 274 億円となり目標を達成したが、農林水産物の輸出額 1 兆円の達成に向けて、更なる輸出拡大を求められているところである。

このため、今般、林産物部会として、主要輸出先国である中国及び韓国、新たな輸出先として有望な台湾及びベトナムについて、輸出が活発になっている都道府県等の意見も踏まえ、具体的な取組方針として、「木材・木材製品の輸出拡大に向けた取組方針」を取りまとめたところである。関係各位におかれては、本取組方針を踏まえて、林産物の輸出拡大に向けた取組を推進することを期待したい。

I. 「農林水産業の輸出力強化戦略」における現行の取組方針

平成 28 年 5 月に、「農林水産業・地域の活力創造本部」の下に設置された「農林水産業の輸出力強化ワーキンググループ」が公表した「農林水産業の輸出力強化戦略」では、「品目別の輸出力強化に向けた対応方向」が示され、林産物については、スギとヒノキを対象として、中国、韓国、台湾を中心に、実需者向けの PR 等を行うとともに、丸太中心の輸出から付加価値の高い製品の輸出促進に取り組むこととした。

スギ、ヒノキに関する具体的な内容は、以下の通り。

1. スギ

丸太中心の輸出から、付加価値の高い製品輸出への転換を推進する（我が国の加工技術を活かした木材製品のブランド化の推進）。

(1) 現状と課題

輸出量が最も多い樹種であるが、その大部分は中国向けの低価格・低質な丸太輸出となっている。付加価値の高い製品中心の輸出に転換していくためには、実需者向け PR の強化による日本産木材の認知度の向上、相手国・地域ニーズを踏まえた輸出向け製品開発とブランド化、戸建住宅やマンション内装をターゲットとした販売促進等が必要である。

(2) 今後の取組

(ア) スギをはじめとする日本産木材の認知度の向上【平成 28 年度から常設展示等による取組強化】

住宅や建材関係等の B to B に重点化して日本産木材の PR を強化する（展示会、セミナー、中国語ホームページ、バイヤー招へい等）。

(イ) 日本産木材製品のブランド化の推進【平成 28 年度から実施】

- (a) 中国をはじめとする主要な輸出先における、相手国・地域の事業者と連携した木材製品や住宅部材に関するニーズを深掘りする。
- (b) 相手国・地域のニーズや中国木構造設計規範の改定（スギ・ヒノキの構造材利用等が新たに規定される予定）等に対応した輸出向け製品仕様の作成、日本の加工技術を活かした製品開発等による日本産木材製品のブランド化を推進する。

(ウ) ターゲットを明確にした販売促進【平成 27 年度からモデル住宅建築を開始】

- (a) 輸出先の建築関係企業や住宅デベロッパー等、製品の販路拡大のためのパートナーを新規に開拓する。
- (b) モデル住宅の建築・展示、軸組工法やプレカットの施工技術指導等による富裕層を対象とした戸建て住宅分野への進出を推進する。
- (c) マンション内装材や建具等、付加価値が高く需要が大きい新たな分野における販売を促進する。

(エ) **製品加工の低コスト化による国際競争力の強化【平成 27 年度補正予算により取組を推進】**

大規模・高効率の木材加工施設の整備や原材料の安定供給体制の整備による製材・合板等の生産コストの低減を図る。

(オ) **丸太の供給体制の強化【宮崎県・鹿児島県の共同出荷の取組を他地域に拡大】**

地域の森林組合等の共同出荷による大ロットの供給体制への転換、港湾等における輸出環境の向上を図る。

2. ヒノキ

高級材であるヒノキの特質を生かした製品開発と輸出先国・地域の拡大を目指す（高級感や健康効果などヒノキの特質を活かしたブランド化の推進）。

(1) 現状と課題

輸出先第一位の韓国では、高級感や成分（ヒノキオール）の健康効果（殺菌、生理活性作用等）から人気が高く、主に住宅用内装材、家具等に利用されているが、日本からの輸入丸太の現地加工が大半となっている。今後の輸出拡大に当たっては、ヒノキの特質や我が国の加工技術を活かした製品輸出や韓国以外への輸出の拡大が課題となっている。

(2) 今後の取組

(ア) **ヒノキの認知度の向上（平成 28 年度から常設展示等による取組強化）**

ヒノキの健康効果を活かしたPRを韓国以外でも開始する（特に、少子化により子供へ投資する意識が高い中国が有望）。

(イ) **ヒノキ製品のブランド化の推進（平成 28 年度から実施）**

(a) ヒノキの健康効果や高級感を活かした住宅内装材、家具等の輸出向け製品を開発する。

(b) 相手国・地域のニーズや中国木構造設計規範の改定（スギ・ヒノキの構造材利用等が新たに規定される予定）等に対応した輸出向け製品仕様の作成、日本の加工技術を活かした製品開発等による日本産木材製品のブランド化を推進する。

(ウ) **ターゲットを明確にした販売促進【平成 27 年度からモデル住宅建築を実施】**

(a) 輸出先の建築・建材関係企業や住宅デベロッパー等、製品の販路拡大のためのパートナーを新規に開拓する。

(b) モデル住宅の建築・展示、軸組工法やプレカットの施工技術指導等による富裕層を対象とした戸建て住宅分野への進出を推進する。

(c) マンション内装材や建具等、付加価値が高く需要が大きい新たな分野における販売を促進する。

(エ) 製品加工の低コスト化による国際競争力の強化【平成 27 年度補正予算により取組を推進】

大規模・高効率の木材加工施設の整備や原材料の安定供給体制の整備による製材・合板等の生産コストの低減を図る。

(オ) 丸太の供給体制の強化【宮崎県・鹿児島県の共同出荷の取組を他地域に拡大】

地域の森林組合等の共同出荷による大ロットの供給体制への転換、港湾等における輸出環境の向上を図る。

II. 国別の取組方針

上記 I. の品目別方針を具体化するため、主要な輸出先である中国、韓国、台湾、ベトナムについては、以下の通り、各国の木材利用の状況を踏まえた輸出拡大に向けた取組を実施することとする。

1. 中国

(1) 国内の現状

(ア) 森林・林業の現況

2015 年における中国の森林面積は 2 億 832 万 ha（森林率 21.7%）であり、このうち人工林面積は 7,898 万 ha、人工林の割合は 38%となっている¹。中国政府は、1998 年から、長江流域や黒竜江流域において商業ベースの天然林伐採を原則禁止としており、2016 年末からは、伐採禁止区域を拡大することとなっている²。

(イ) 木材の需給状況

2014 年における中国による木材製品の貿易実績は、輸出で 722 億ドル、輸入で 678 億ドルとなっており、それぞれ、対前年比で 11.3%、5.5%の増加となっている。主な輸入品目は、丸太、製材品、パルプ、古紙となっており、丸太は、5,119 万 m³（対前年比：13.4%増）、製材品 2,575 万 m³（同 7.1%増）となっている。また、主な輸出品目は、木製家具が 3.2 億 pcs（同 10.1%増）、紙・板紙が 766 万トン（同 10.5%増）、木製品が 55 億ドル（同 14.7%増）、合板が 1,322 万 m³（同 28.8%増）などとなっている³。

なお、2016 年の中国における丸太輸入実績は 4,876 万 m³となっており、このうち針葉樹が 7 割を占めている。主な輸入国は NZ とロシアであり、輸入量全体の半数近くを占めている⁴。一方、製材品輸入実績は、3,215 万 m³となっており、針葉樹が 67%を占めている。主な輸入国はロシアであり、輸入量全体の約 4 割を占めている⁵。丸太及び製材品の輸入量において、日本の占める割合は、それぞれ 1%、0.3%である。

(ウ) 木材産業の状況

2014 年における中国の主要な木材製品の生産量は、合板が 17,412 万 m³（主要産地：山東省、江蘇省）、繊維板が 6,924 万 m³（同：広西省）、無垢フローリングが 9,166 万 m³（同：浙江省、広東省）、複合フローリングが 57,664 万 m³（同：江蘇省）、木

¹ FAO (2015) 世界森林資源評価 2015：国別報告書：Country Report China.

² Forest Trends (2016) China's Logging Ban in Natural Forests : Impacts of Extended Policy at Home and Abroad: Forest Trends Information Brief.

³ 日本木材総合情報センター (2015) チャイナニュースレター：No. 8.

⁴ 日本木材総合情報センター(2017)チャイナニュースレター：No.22

⁵ 日本木材総合情報センター(2017)チャイナニュースレター：No.21

質家具が 26,345 万個（同：広東省、山東省、福建省、浙江省）などとなっている⁶。
製材品に関する輸出割当量は、黒竜江省、アモイ市、大連市、山東省が多いことから、これら地域において木材加工業が盛んであることが推察される⁷。

（エ）木材利用に関する施策

日本の建築基準法に相当する「木構造設計規範」は、現時点では、スギ、ヒノキ、カラマツなどの日本産木材が構造材に用いることのできる樹種に位置付けられていないことから、これらの木材を構造材に使用することができない。また、日本の在来工法である木造軸組工法も規定されていないことから、木造軸組工法による建築物を建てるのが困難である。このため、平成 22 年から、一般社団法人日本木材輸出振興協会等の日本側専門家が同規範の改定作業に参加して、改定に向けた提案を行ってきた。その結果、スギ、ヒノキ及びカラマツを構造材として規定するとともに、木造軸組工法を新たに位置付ける同規範の改定案が採択され、今後、告示される見込みとなっている。

一方、2017 年より商業ベースでの天然林伐採が全面的に禁止となったことから、今後、中国における木材輸入のニーズは更に高まるものと考えられる。

さらに、中国政府は、近年、「工業化建築物の推進」を強力に進めており、RC造やS造と並んで、現代的な木造建築も推進していくこととしている。この中では、建築物の整備に当たり、躯体（スケルトン）状態での引渡しではなく、内装施工も一体化して実施する方向が打ち出されている⁸。

なお、木材製品の関税は丸太と製材が 0%、合板が 4～12%となっている。付加価値税の一種である「増値税」は、丸太が 13%、製材、合板、その他木材製品が 17%となっている⁹。

（2）中国への木材輸出の現状と課題

（ア）中国への木材輸出の現状

（a）品目別の輸出額¹⁰

2016 年における日本から中国への木材輸出額は、約 90 億円となっている。品目別に見ると、「丸太」は 2013 年から急激な増加、「製材」も 2012 年から緩やかな増加傾向を示している。輸出額は、「丸太」「製材」に続いて、「木質ボード（パーティクルボード及びMDF）」、「木製建具」、「合板」の順となっており、特に、「木質ボード」は 2014 年以降増加傾向となっている。「木製建具」は、年によって増減が大きく、「合板」と「その他」の品目については、ほぼ横ばいとなって

⁶ 日本木材総合情報センター(2015)チャイナニュースレター：No.1

⁷ 日本木材総合情報センター（2016）チャイナニュースレター：No. 1.

⁸ 日本木材総合情報センター（2016）チャイナニュースレター：No. 13.

⁹ 独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）ホームページ「林産物の輸入規制、輸入手続き」より中国輸出入税率検索 (<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/foods/exportguide/forestproducts.html>)

¹⁰ 財務省「貿易統計」による

いる（図1）。

樹種別に見ると、「丸太」については、スギが8割を占め、その他広葉樹が8%、ヒノキが7%、その他針葉樹（主にトドマツ）が4%となっている。また、「製材」については、その他針葉樹が44%、ヒノキが28%、スギが15%となっている（図2）。

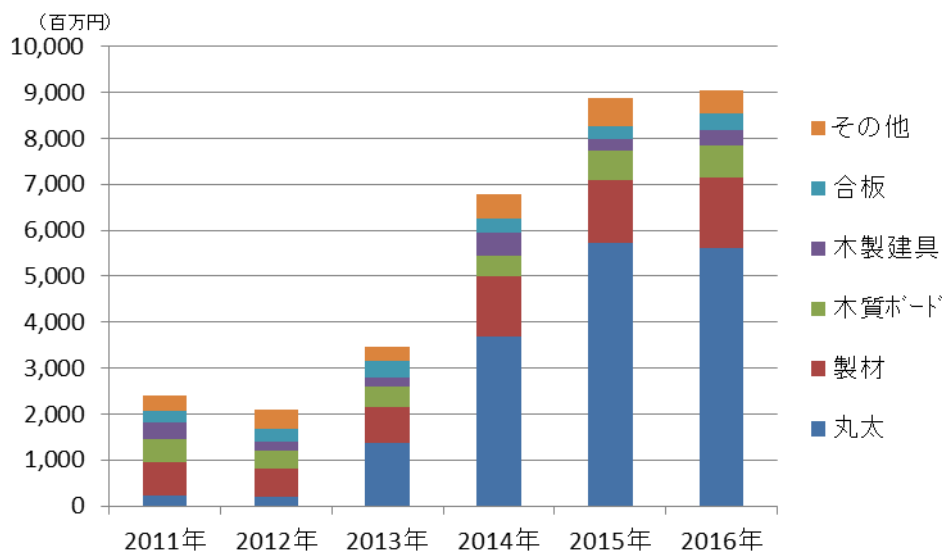


図1：日本から中国への品目別木材輸出額

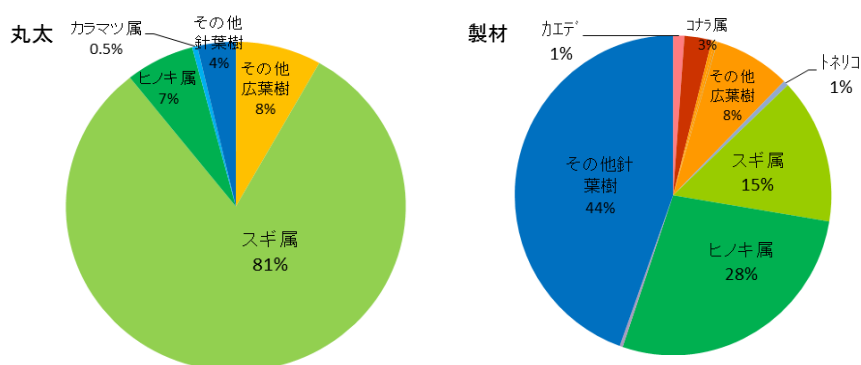


図2：丸太及び製材輸出額における樹種別割合 (2016年)

(b) 中国における木材のニーズと輸入材の用途

中国における木材の用途としては、大きく分けて、建築工事材（型枠材）、土木用材、パレット等の梱包材、建築物の下地材・内装材など、国内需要に対応した利用と、中国から他国へ輸出される家具等の原料としての利用の2つがある。建築物はRC造が主体で、木造住宅の着工は少なく、木造住宅を建てる場合であっても、2×4工法が主流となっている。このほかに、ニッチな需要として、棺桶用材がある。

現在、日本から中国へ輸出される木材の大半はスギ丸太であり、これらは、主に、建築工事材（型枠材）や梱包材として、40cm以上の大径材は棺桶に利用されている。また、トドマツ丸太は、垂木・梱包材、パレット材等に利用されている。

製材等は、梱包材や家具・内装材に利用されているとみられ、中国国内で加工・製造した木材製品が他国へ輸出されるケースもあるとみられる。このため、輸出先

国において、合法性の証明を求められることもあることから、合法の証明書や森林認証材について関心が高まっている。

近年、中国では、健康・快適・安全への意識の高まりから、木材利用や木造建築への関心も高くなっている。

例えば、あるデザイナー等からのヒアリングでは、以下のようなコメントが得られている¹¹。

- ・大きさ、美しさ、木目の派手さ等の見栄えを重視。
- ・和風な木材、木目調等がわかりやすい見た目を好む。
- ・富裕層の嗜好としては、家具については、サンダルウッド、ローズウッド等の熱帯産の赤い木材を好む。手触りなど細部に高級感のある家具など本物志向が強い。
- ・フローリングについては、ブナ、オーク、チーク、ローズウッド、シラカバの無垢材を好む。
- ・針葉樹は一般的に安価な木材と認識している。

また、四川省成都における建築木材の嗜好アンケート調査では、以下のような傾向が明らかになっている¹²。

- ・内装（天井板、床材、羽目板、窓枠、室内ドア）及び家具における木材（無垢材）の使用は、室内ドアで高かった。
- ・家具では、ボードとの組合せ家具や無垢材家具が多く、木質材料の使用割合が高かった。
- ・木造住宅に関しては、木造住宅を所有したいとの回答が約6割を占めた。
- ・その理由は、「自然に近い」「健康によい」が多く、環境や健康への意識の高さが伺える。
- ・一方、木造住宅に対しては、強度面や防犯面、シロアリなど耐久性への不安が挙げられている。

中国では、土地の個人取得に制限があるため、注文住宅分野への事業展開が困難である。戸建木造住宅のニーズはあるものの、構造材としての木材利用のニーズは、社寺仏閣等の伝統的な建築物や開発区域やリゾート地における別荘、公共建築物などに可能性がある。

（イ）中国への輸出拡大の取組

中国は市場規模が大きく、地域によってニーズ・嗜好が異なるため、ターゲットとする品目やバイヤー等に大きな幅がある。このような中、各自治体や企業では、それぞれ、ターゲットを明確にした上で、中国への木材輸出拡大に向けた取組を進めている。

例えば、K社は、内外装用とする耐久性の高い熱処理木材の販売促進に取り組んで

¹¹ 農林水産省（2015）中国における日本産木材等の利用実態とニーズに関する調査報告書。

¹² ジェトロ 上海事務所（2012）中国における建築木材の需要と利用の現状。

いる¹³。また、（一社）日本木材輸出振興協会は、日本産木材の認知度向上・ブランド化のため、日本産木材利用セミナーの開催や建築博覧会への出展などに取り組んでいる。

さらに、日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という。）は、販売促進のため、中国のバイヤーを招へいた商談会の開催などに取り組んでいる。

（ウ）木材輸出拡大に向けた課題

（a）中国における政策・法体系

①「木構造設計規範」の改定

日本の建築基準法に相当する「木構造設計規範」は、現在、日本産木材（スギ、ヒノキ、カラマツ）が位置付けられておらず、中国国内において、日本産木材を構造材として利用することができない。また、2×4工法は同規範に位置付けられているのに対して、日本の木造軸組工法は規定されていない。

このような状況を踏まえて、平成21年から、日本の専門家が「木構造設計規範」の見直し手続に関与してきた結果、同規範の改定が告示される見込みとなっている。

今後は、木構造設計規範に即して、木造軸組構法や日本産木材が活用されるよう、具体的な設計・施工方法の普及や、実際に設計・施工できる人材の育成が必要である。

②「工業化建築物」の推進

中国国務院弁公庁は、2016年9月に、各省・自治区等の政府等に対して、「プレハブ工法の強力な推進に関する国務院弁公庁の指導意見」として、工業化建築物であるプレハブ式RC造建築やS造建築、現代木造建築を強力に推進する方針を示した。あわせて、関係法令、技術標準、監督管理体系の完備や大手総合建設業者と専門技能業者の育成を行い、今後10年前後で工業化建築の割合を30%とすることを目標とした。

この指導意見の中では、工業化建築を進めるための取組として、内装済建築の推進やエコ建材の普及、人材育成の強化等についても推進していくこととした。

今後は、このような方針を踏まえて、工業化建築物に使用される部材の供給力を高める必要がある¹⁴。

（b）内装材及び住宅建設における技能者及び施工技術の不足

床暖房対応フローリングやウッドデッキへの木材利用を進めるに当たっては、たとえ、日本の高度な加工技術を活かした木材製品の品質が良くても、施工の不備等によりクレームが発生すると、その製品、ひいては日本産木材製品全体のイメージダウンにつながる可能性がある。

¹³ 邱祚春（2015）中国市場での活動。木材情報、2016年2月。

¹⁴ 日本木材総合情報センター（2016）チャイナニューズレター、No. 13。

このような中、日本産木材製品が適切に施工されるようにするためには、現場レベルでの技能者を育成することが必要である。

また、木造住宅は、建設着工数が少ない上に、2×4工法が主流であるため、木造軸組住宅の設計・施工を実施できる技術者が少ない。

このため、木造軸組住宅の設計・施工を担うことのできる建築士・設計士や大工等の技術者の育成が必要である。

(c) 日本の技術を活かした内装材や木造住宅のPR不足

中国は市場規模が大きく、内装材から家具用材までニーズも多様であるが、求められるニーズに対応する日本の高度な技術を活かした木材製品が十分に認識されていない（例えば、床暖房へ対応したフローリングなど）。

また、木造住宅自体が少ないため、日本の木造軸組構法の耐震・耐久性能も十分に認知されていない。

このため、日本産木材製品の高い性能について、これまで以上にPRすることが必要である。

(3) 今後の輸出拡大に向けた方向性と取組

(ア) 輸出のターゲット（品目、対象者）

以上のような中国における木材産業の現状や木材利用のニーズを踏まえれば、今後、日本からの輸出拡大に当たってのターゲットとする木材製品は、

- ① 家具等に加工するための板材・合板等の半製品
- ② 内装・外装用材としての熱処理木材、床暖房対応フローリング材、内装用CLT及びLVL、DIY材としての着色木材など日本の加工技術を活かした木材製品（最終製品）
- ③ 構造部材（プレカット材）としての集成材、合板、LVL、CLT

などが考えられる。

①及び②については、展示会への出展やセミナー開催等での日本産木材製品の紹介、日本産木材製品の利用例等の情報提供などにより、日本産木材製品に対してブランドを醸成するとともに、商談会の開催等により実際の輸出につなげることが必要である。

③については、木造建築物において日本の木造軸組構法が日本産木材と一体的に利用されるよう、木造軸組構法の普及を図るとともに、技術者の育成等を行うなど、中長期的に取り組んでいく必要がある。

なお、中国国内の需要へ対応する②及び③については、富裕層にターゲットを絞り込むことが効果的と考えられる。

(イ) 輸出に向けた取組方針

(a) 短期的な取組

①及び②の品目について、「日本の高度な加工技術を活かした木材製品＝価格に見合った高品質製品」としてブランド化し売り込むため、以下の取組を推進。

○日本の加工技術を活かした木材製品の認知度向上とブランド化の推進

- ・中国国内の建築装飾博覧会等の展示会へ製材・内外装材・家具等を出展し、日本の加工技術を活かした木材製品のPR。
- ・中国においてマンション等のモデルルームを設置し、日本産木材製品を活用した内装木質化の展示・PR。
- ・内装施工業者や家具製造業者を対象とした木材利用セミナー・利用技術研修会の開催。

○日本産木材製品の販売促進活動

- ・内装材メーカーやインテリアショップ、ホームセンターに対する売り込み。
- ・中国の内装メーカーや木材製品のバイヤーと日本の木材加工業者等との商談会の開催。
- ・建築士やインテリアデザイナー等の招へい。

○日本産木材を利用した内装施工における技能者の育成

- ・木材・建築関連の留学生を対象とした日本産木材利用に関するセミナーの開催。
- ・インテリアデザイナーや内装施工業者を対象とした施工技術研修会の開催。

(b) 中・長期的な取組

③の品目について、中長期的な取組として、富裕層を対象とした住宅、非住宅分野における木造建築の需要拡大と一体的に日本産木材の輸出を推進するための取組を実施。

○木造軸組構法の普及

- ・展示会への出展により建築士・設計士への構造材の品質をPR。
- ・中国の建築士・設計士・工務店を対象とした木造軸組構法に関するセミナーの開催。

○大学との連携による木造建築の人材育成

- ・中国における木造軸組構法に関する大学の寄附講座の開催及び情報収集・提供。

○日本産木材を利用した住宅建設における技能者の育成

- ・木材・建築関連の日本への留学生等を対象とした日本産木材利用に関するセミナーの開催。
- ・建築士や大工等を対象とした施工技術研修会の開催。

2. 韓国

(1) 国内の現状

(ア) 森林・林業の現状

2010年における韓国の森林面積は637万ha（森林率：64%）となっており、このうち人工林は182万ha（人工林率29%）となっている。近年では、蓄積量が増加しており、資源の充実が進んでいる¹⁵。

(イ) 木材の需給状況

2013年における韓国の木材需要は2,815万m³（丸太換算）であり、パルプ用が39%で最も多く、次いで製材用が20%となっている¹⁶。同年の木材輸入量は、丸太・製材品がそれぞれ410万m³、350万m³で、そのうち、日本からの輸出が占める割合は、それぞれ1%、4%にすぎない¹⁷。丸太と製材以外では、住宅の内装材や家具等に利用される成形木材や合板等で、中国や東南アジアからの輸入が多くなっている。

2014年における建築着工戸数は189,411戸で、このうち10,920戸が木造住宅となっている。これは、10年前と比べると、5倍の着工数に相当する¹⁸。木造住宅の中では、2×4住宅が圧倒的に多いが、断面の比較的大きい梁・柱の現しが特徴の一つとなる「韓屋」も徐々に増え始めている。

(ウ) 木材産業の状況

韓国における製材工場の数は2011年時点で527工場となっており、1990年代と比べると、約3分の1に減少している。製材工業は、主に輸入港付近に集中しており、仁川、全羅北道、釜山等に多く所在している。

また、合板工場は、2012年時点で4工場が稼働しているが、生産量・従業員数は年々減少しており、他国からの輸入合板に押されている状況にある¹⁹。

(エ) 木材利用に関する施策

韓国政府は、2014年に「持続可能な木材利用総合計画（2015～2019）」を策定した。同計画では、2004年を基準年とし、2019年までに、木材産業の規模を35兆ウォンから40兆ウォンへ増加、木材自給率を18%から21%へ向上させることを目標とし、そのために必要となる森林・林業・木材産業の施策を掲げている²⁰。

木材製品の関税については、2015年1月現在、丸太で0%、製材で5%、合板で10%、集成材で5～10%となっているが、FTAの締結により、米国及びカナダか

¹⁵ (一財) 自治体国際化協会 (2015) 韓国の森林・木材産業の現況と対韓木材輸出について

¹⁶ 同上

¹⁷ 平成28年度木材輸出戦略研修「木材輸出の現状と課題」資料 (Global Trade Atlas をもとに作成)

¹⁸ 日本木材総合情報センター (2015) ワールドウッドトレンド, No. 7.

¹⁹ (一社) 日本木材輸出振興協会、(一財) 日本木材総合情報センター (2014) 韓国における木材需給と木材産業の現状と動向.

²⁰ 日本木材総合情報センター (2015) ワールドウッドトレンド, No. 2.

らの輸入材は、関税の引下げ又は撤廃を行っている²¹。

建築物の基準に関しては、一定の用途及び規模の住宅については、防火区画の設置、居間の採光の窓などの設置、仕切り壁の設置、建築物の耐火構造、大規模建築物の防火壁や防火地区の建物など一定の制限があるが、2階建ての一戸建住宅程度の規模であれば、適用除外とされる場合が多い。大規模建築物における構造や防火の基準についても、日本の建築基準法と同様の基準が多い²²。

(2) 韓国への木材輸出の現状と課題

(ア) 韓国への木材輸出の現状

(a) 品目別輸出額²³

2011年から2016年における日本から韓国への木材輸出は、「丸太」「製材」が中心となっている。「丸太」の輸出額は2013年から飛躍的に増加したが、2016年には、一転して減少している。一方、「製材」は2013年から緩やかに増加している。

輸出額は、「丸太」「製材」に続いて、「木製建具」、「その他」、「加工材」の順となっている。2016年は、韓国への輸出額が全体的に落ち込んでおり、「木製建具」と「その他」も同様の傾向がみられる。他方、「加工材」（プレカット材を含む。）は、2012年以降、ほぼ横ばいで推移している（図3）。

樹種別にみると、「丸太」については、ヒノキが7割以上を占め、次いでスギ、その他広葉樹、その他針葉樹（主にトドマツ）となっている。また、「製材」についても、ヒノキが7割以上を占め、スギ、その他広葉樹がそれぞれ12%、10%となっている（図4）。

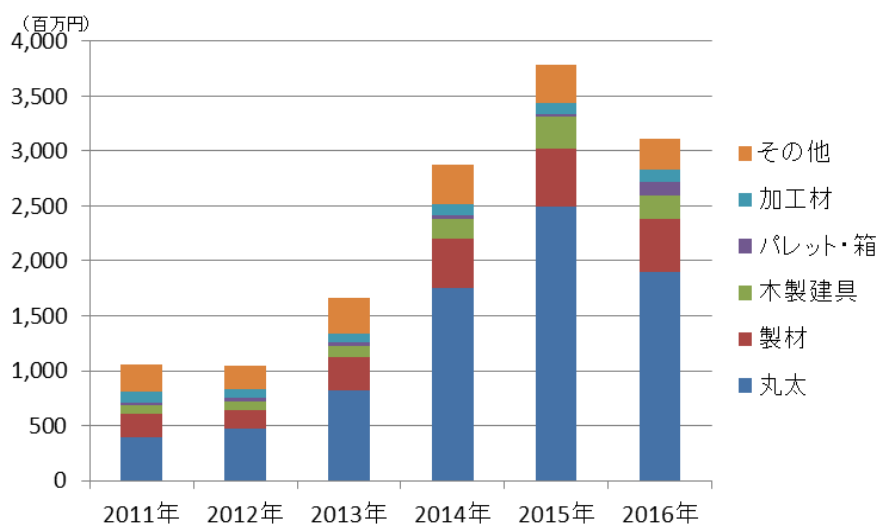


図3：日本から韓国への品目別木材輸出額

²¹ (一財) 自治体国際化協会 (2015)

²² ジェトロ 農林水産・食品部 (2014) 韓国の木材市場と住宅建設の動向。

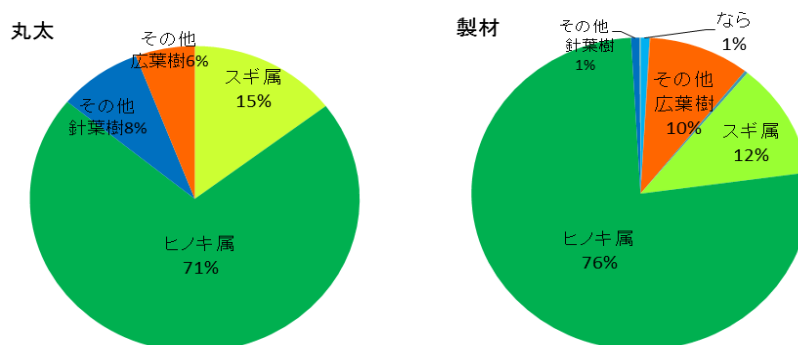


図4：丸太及び製材輸出額における樹種別割合 (2016年)

(b) 韓国における木材のニーズと輸入材の用途

韓国では、環境問題への関心や健康志向の高まりなどにより、木材や木造住宅への関心が高まっている。特に、木材の抗菌物質である「フィトンチッド」が健康に良いとされ、フィトンチッドの放出が多いとされるヒノキが人気となっている。韓国への木材輸出額のうち丸太・製材ともにヒノキが7割以上を占めており、内装材・外構材・家具向けの素材としてニーズが高い²⁴。

スギは内装材や建築工事材として利用されており、また、トドマツは軽くて扱い易いため垂木や下地材としての利用が増えている。

木造住宅については、住居に癒しを求める若い世代などを中心に、ソウル市近郊などで建築が増加している。特に、韓国では、「木が見える」という現しの構法が好まれるため、木造軸組構法に対しても、潜在的なニーズがあると考えられる²⁵。

また、最近では、住宅の耐震技術に対する関心も高まっている。

(イ) 韓国への輸出拡大の取組

韓国における木材輸出を考える際には、「ヒノキ」と「木造軸組住宅」がキーワードとなっており、近年、都道府県や各企業による木材輸出拡大に向けた取組が広がりを見せている。

先進的な取組としては、Y社とL協同組合は、韓国の伝統的木造住宅である「韓屋」の部材を10年以上前から輸出している事例が挙げられる²⁶。

また、美作材輸出振興協議会は、岡山県等からの支援を受けて、ソウル市近郊にアンテナショップ「岡山県美作材展示場」を設置して、現地での販売・PRを行っている²⁷。

²³ 財務省「貿易統計」による

²⁴ ジェトロ 農林水産・食品部 (2014)

²⁵ (一財)自治体国際化協会 (2015)

²⁶ 吉田利生 (2016) 韓国への木材輸出の可能性と課題. 木材情報、2016年8月.

²⁷ 木下恒久、豆原直行 (2016) 美作材輸出振興協議会の海外展開. 木材情報、2015年10月.

(ウ) 木材輸出拡大に向けた課題

(a) 日本産木材（スギ）及び木材製品の認知度向上とブランド化

韓国では、ヒノキは高級材としての評価も高く、香りも好まれ人気があるものの、スギは、ヒノキに比べて認知度が低い。ヒノキだけでなくスギについても、内装材や構造材としての利用を促進するためには、デザインや使い方も含めて普及させていくことが重要である。

また、韓国では床暖房（オンドル）が一般的であり、床暖房に対応したフローリング材など日本の加工技術を活かした木材製品の普及・PRが重要である。

(b) 内装材及び住宅建設における技能者及び施工技術の不足

韓国では、日本産木材（特にヒノキ）の用途が内装材・家具材に偏っている。特に内装材の場合は、たとえ、日本の高度な加工技術を活かした木材製品の品質が良くても、施工の不備等によりクレームが発生すると、その製品のみならず、日本産木材製品全体のイメージダウンにつながる可能性がある。

このような中、日本産木材製品が適切に施工されるようにするためには、現場レベルでの技能者を育成することが必要である。

また、木造住宅は建設着工数が少ない上に、2×4工法が主流であるため、木造軸組住宅の設計・施工が実施できる技術者が少ない。

このため、木造軸組工法の設計・施工を担うことのできる建築士・設計士や大工等の技術者の育成が必要である。

(c) 韓国内装材寸法とのミスマッチ

韓国向けの内装用の丸太・製材は、通常、材長 2.4m のものが求められている。しかし、日本国内での造材は 3～4m が一般的であり、歩留まりが悪くなるためコスト高となる。

このため、内装用の丸太・製材の輸出に当たっては、造材の調達も含めた対応が重要である。

(3) 今後の輸出拡大に向けた方向性と取組

(ア) 輸出のターゲット（品目、対象者）

以上のような韓国における木材産業の現状や木材利用のニーズを踏まえれば、今後、日本からの輸出拡大に当たってのターゲットとする木材製品は、

- ① 内装・家具用としての板材、床材（最終製品）
- ② 住宅の構造部材（プレカット材）としての集成材、合板、LVL、CLT

が考えられる。

また、対象者としては、韓国における経済状況等を踏まえると、若い富裕層にターゲットを絞り込むことが効果的と考えられる。

(イ) 輸出に向けた取組方針

韓国では、日本産の木材・木材製品は浸透しつつあるが、施工技術が未熟である

ため、不適切な施工等により、日本産木材製品のイメージダウンが発生することが懸念される。また、日本の木材製品は価格が高いとのイメージも強い。

このため、(ア)の品目を対象として、「日本製品＝価格に見合った高品質製品」として、日本の高度な加工技術を活かした木材製品を売り込むため、以下の取組を実施することとする。

① 内装・家具用材の板材、床材（最終製品）

○日本産木材製品の認知度向上とブランド化の推進

- ・韓国の住宅建材展示会「KOREA BUILD」へ内装材や家具等を出展し、建築士やデザイナーに対して日本の加工技術を活かした木材製品をPR。
- ・マンション等のモデルルームを設置し、日本産木材製品を活用した内装木質化の展示・PR。
- ・内装施工業者等を対象とした木材利用セミナー・利用技術研修会の開催。

○日本産木材製品の販売促進活動

- ・内装材メーカーやインテリアショップに対する売り込み。
- ・韓国の内装メーカーや家具メーカー、木材製品のバイヤーと日本の企業との商談会の開催。
- ・建築士やインテリアデザイナー等の招へい。

○日本産木材を利用した内装・住宅建設における技能者の育成

- ・木材・建築関連の日本への留学生等を対象とした日本産木材利用に関するセミナーの開催。
- ・インテリアデザイナーや内装施工業者を対象とした施工技術研修会の開催

② 住宅の構造部材（プレカット材）としての集成材、プレカット材、合板、LVL、CLT

○木造軸組構法の普及

- ・展示会への出展により、建築士・設計士への構造材の品質をPR。
- ・韓国の建築士・設計士・工務店を対象とした木造軸組構法に関するセミナーの開催。

○大学との連携による木造建築の人材育成

- ・韓国における木造軸組構法に関する大学の寄附講座の開催及び情報収集・提供。

○日本産木材を利用した住宅建設における技能者の育成

- ・木材・建築関連の留学生等を対象とした日本産木材利用に関するセミナーの開催。
- ・建築士や大工等を対象とした施工技術研修会の開催。

3. 台湾

(1) 国内の現状

(ア) 森林・林業の現状

2013年における台湾の森林面積は201万ha（森林率：58%）で、このうち、人工林42万ha、森林面積に占める人工林の割合は20%となっている。樹種としては、主に、スギ、コウヨウザン、台湾ヒノキが植栽されている。近年では、人工林の資源が充実しつつある。

台湾では、1990年代以降、天然林における商業ベースでの伐採が禁止されている²⁸。

(イ) 木材の需給状況

2014年における台湾の木材製品の輸入実績は、丸太が730千m³、製材が1,284千m³、合板が716千m³となっている。このうち、日本からの輸出は、丸太が101千m³、製材が2千m³弱であり、シェアはそれぞれ14%、0.1%となっている。日本からの丸太輸出は、2015年以降、減少傾向にある²⁹。

また、2015年の建築物新設着工面積（構造別）における木造率は0.07%³⁰。

(ウ) 木材産業の状況

台湾では、1990年代からの天然林の伐採禁止により、素材生産業や木材加工業は衰退傾向にあり、2015年時点で、木材自給率は1%程度にすぎない。台湾の製材業者で実際に操業しているのは400～500社程度とみられ、従業員50人以上の企業は2社のみとなっている。

また、普通合板の工場は14社、二次加工合板は40～50工場で、いずれも中小規模の工場が多い。繊維板・パーティクルボードの生産工場は立地していない。台湾の木材関連団体は、家具関連の団体も含めて、6団体となっている³¹。

(エ) 木材利用に関する施策

台湾政府は、木材利用促進の取組を進めており、今後、5年以内に木材自給率を1%から3%に上昇させることを目標としている³²。

木材製品の関税は、単板と合板が8.5～12.5%、それ以外の木材製品は0%となっている³³。

²⁸ (一社)日本木材輸出振興協会, (一社)日本木材総合情報センター (2014) 台湾における木材需給と木材産業の現状と動向.

²⁹ 台湾行政院農業委員会林業試験所ホームページ http://tfri.ezsale.tw/tw/index.asp?au_id=5

³⁰ 台湾内政部統計處 (2016) 内政統計通報

³¹ (一社)日本木材輸出振興協会, (一社)日本木材総合情報センター (2014) 台湾における木材需給と木材産業の現状と動向.

³² 2016年台湾行政院農業委員会林業試験所との意見交換会での聞き取りによる.

³³ ジェトロホームページ(2017) 台湾 林産物の輸入規制 輸入手続き等

(2) 台湾への木材輸出の現状と課題

(ア) 台湾への木材輸出の現状

(a) 品目別輸出額³⁴

2011年から2016年における日本から台湾への品目別木材輸出額をみると、「丸太」が最も多いが、2014年をピークに減少に転じている。一方、「製材」は2012年以降、徐々に増加している。輸出額は、「丸太」「製材」に続いて、「装飾品」「木製食器」「木製建具」の順となっている。2016年には、台湾における建設需要の大幅な落ち込みにより、台湾向けの木材輸出額が全体的に減少したが、「製材」は大幅に増加した（図5）。

樹種別にみると、「丸太」については、スギが7割以上を占め、次いでヒノキ、その他広葉樹がそれぞれ12%となっている。また、「製材」については、ヒノキが7割以上を占め、スギ、その他広葉樹がそれぞれ17%、12%となっている（図6）。

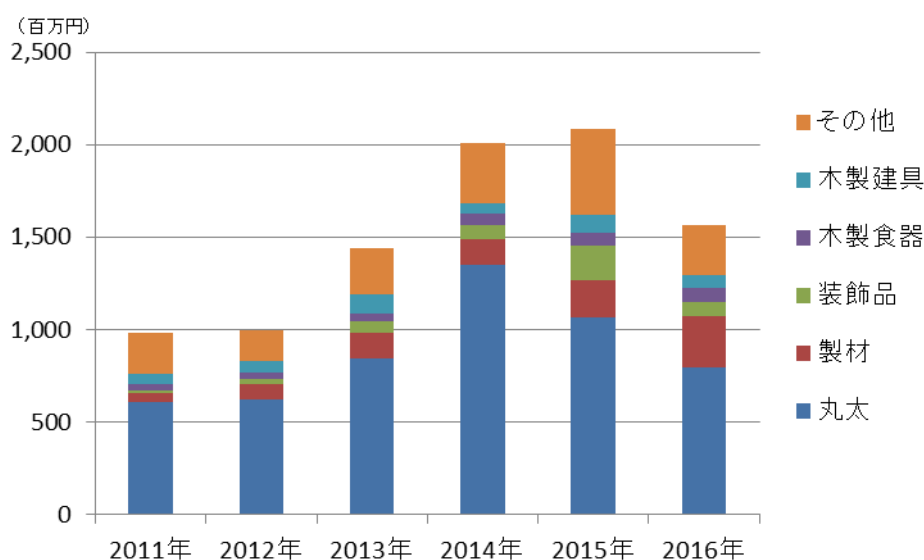


図5：日本から台湾への品目別輸出額

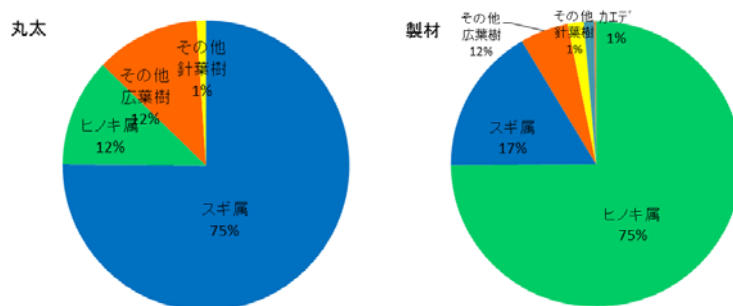


図6：丸太及び製材輸出額における樹種別割合 (2016年)

(b) 台湾における木材のニーズと輸入材の用途

台湾における木材利用は、木造住宅がほとんどないことから、構造材としての利

³⁴ 財務省「貿易統計」による

用はなく、家具・内装材、建築工事材、梱包材が主となっている。日本から輸出されたスギ丸太は、主に建築工事での型枠材として利用されている。

台湾では、内装材や家具、置物等に利用される木材は、匂いの強いものが好まれ、台湾ヒノキ、ベイスギ、クスノキなどの人気が高い。特に、台湾ヒノキへのあこがれは強く、ニーズも高いため、日本産ヒノキも、内装利用などへのニーズがあると考えられる。

また、木材製品は、新しい建築資材として、建築業界や行政・研究機関の関心が高い。特に、木材の利用を推進している行政・研究機関は、木造建築物のみならず、LVLやCLTなどの木材製品にも高い関心を有している。

さらに、日本による統治時代の建築物が改修時期に入ってきており、当時に建てられた木造建築物やそこで用いられた施工技術への関心が高くなっている。

(イ) 台湾への輸出拡大の取組

台湾は市場規模が小さいが、

- ・日本からの距離が近いこと
- ・寸法の考え方や規格など共通する点もあること
- ・日本に親しみを持っていること

などから、従来からの人的つながりにより木材製品の輸出につながっている例もある。

企業の取組としては、T社が木造軸組住宅部材の輸出と住宅の建設を行った事例がある³⁵。また、日本木材輸出振興協会は、2016年に、一般社団法人全国LVL協会と連携して、台湾の合板・LVL等を扱うバイヤーを招へいし、その結果、今後、年一回程度の意見交換の場を設けること等となった。

(ウ) 木材輸出拡大に向けた課題

(a) 台湾における制度・体制

台湾では、木造住宅を建設する場合、建築確認を行う機関が木造住宅を取り扱った経験が少ないことから、構造上、過剰な強度や性能となる可能性がある。また、住宅ローンは、RC造が20～30年であるのに対し、木造住宅については10年で非常に短く設定されている。

このような木材利用に関する制度や体制を把握した上で、建築基準の整備の働きかけや、金融商品としての木造住宅のPRを進めていく必要がある。

(b) 気候風土への対応と技能者及び施工技術の不足

台湾は、亜熱帯気候で湿気が非常に多く、屋内が結露しやすいため、内装に木材製品を使用した場合、湿気対策を十分に行わなければ、反りや隙間の発生、カビ表面の黒斑の発現などにより、クレームにつながる可能性がある。このため、日本産

³⁵ 石川忠幸 (2016) (株)棟匠の台湾進出事業のあらましと展望. 木材情報、2016年9月.

木材製品を適切に施工できるようにするためには、乾燥技術の向上や、施工時の通気層の確保など施工技術の向上が必要である。

また、木造住宅は建設数が少ないため、現時点では、木造軸組住宅の設計・施工ができる技術者が少ない。このため、木造住宅の普及に当たっては、木材の供給を確保するのみならず、建築・設計士や大工等の技術者を育成することが必要である。

(c) 木材利用や木造住宅の性能に関するPRの不足

台湾は、日本と同様に地震や台風が多く、耐震性や耐風性に対する関心が高い。台湾で木造住宅が普及していないのは、木造住宅よりもRC造の方が頑丈であるというイメージも一因と考えられる。また、台湾の高温多湿な気候では、木造住宅には耐久性・耐蟻性が必要となってくる。

このため、日本の木造住宅は、耐震性能や耐久性能が高いことも十分にPRしていく必要がある。

(3) 今後の輸出拡大に向けた方向性と取組

(ア) 輸出のターゲット（品目、対象者）

台湾における木材産業の現状や木材利用のニーズを踏まえれば、今後、日本からの輸出拡大に当たってのターゲットとする木材製品は、

- ① 下地材やフローリング基材に利用されるLVL、合板、
- ② 内装材・家具用材としての床材、内装用CLT及びLVL、外装用材の熱処理木材
- ③ 住宅の構造部材（プレカット材）としての集成材、合板、LVL、CLT

が考えられる。

このうち、①及び②については、まず、日本産木材を利用した高性能な木材製品の利用方法について周知を図るとともに、商談会の開催などにより実際の輸出につなげる取組が必要となる。

また、③については、将来的な需要を見据え、日本の木造軸組住宅の高い性能をPRするとともに、技術者の育成に取り組むなど、中長期的に取り組んでいく必要がある。

なお、②及び③については、ターゲットを富裕層に絞り込むことが効果的と考えられる。

(イ) 輸出に向けた取組方針

(a) 短期的な取組

台湾における日本産の木材・木材製品の認知度はまだ低く、特にスギに関しては、型枠用材としての利用が大半であるため、高付加価値な用途への認知度向上が重要である。ヒノキについては、台湾ヒノキへの憧れもあるため、ニーズは見込めるが、価格が高いことがネックとなっている。

このため、上記①及び②の品目については、「日本製品＝価格に見合った高品質製品」として、日本の高度な加工技術を活かした木材製品を売り込むため、以下の

取組を推進することとする。

○日本産木材製品の認知度向上とブランド化の推進

- ・台北国際建築建材及産品展等の展示会へ内外装材や家具等を出展し、建築士やデザイナーに対して日本の加工技術を活かした木材製品をPR。
- ・内装施工業者や家具製造業者を対象とした木材利用セミナー・利用技術研修会の開催。
- ・常設展示施設「ジャパンウッドステーション」を設置し、日本産木材製品を展示・PR。

○日本産木材製品の販売促進活動

- ・内装材メーカーやインテリアショップ等へのPR活動などによる売り込み。
- ・台湾の内装施工・家具製造業者、木材製品のバイヤー等との商談会の開催。
- ・建築士やインテリアデザイナー、バイヤー等の招へい。

○日本産木材を利用した内装施工の技能者の育成

- ・木材・建築関連の留学生を対象とした日本産木材利用に関するセミナーの開催。
- ・インテリアデザイナーや内装施工業者を対象とした施工技術研修会の開催

(b) 中・長期的な取組

上記③の品目については、中長期的な取組として、富裕層の住宅や非住宅分野における日本産木材の利用を推進するため、以下の取組を実施することとする。

○木造軸組構法の普及

- ・展示会への出展により建築士・設計士への構造材の品質をPR。
- ・台湾の建築士・設計士・工務店を対象とした木造軸組構法に関するセミナーの開催。

○大学や研究機関との連携による木造建築の人材育成

- ・台湾における木造軸組構法に関する大学の寄附講座の開催。
- ・木造建築物に利用する構造材等の性能評価に関する研究や技術開発。

○日本産木材を利用した住宅建設における技能者の育成

- ・木材・建築関連の留学生等を対象とした日本産木材利用に関するセミナーの開催。
- ・建築士や大工等を対象とした施工技術研修会の開催。

○建築基準法の改正

- ・木造建築物に適した基準への改正。
- ・準耐火基準の取得。

4. ベトナム

(1) 国内の現状

(ア) 森林・林業の現況

2015年におけるベトナムの森林面積は1,401万ha（森林率：41%）で、このうち、人工林は390万haで、森林面積に占める人工林の割合は28%となっている。ベトナムでは、1995年まで森林面積が減少していたが、その後、徐々に回復傾向にある。人工林では、主に、アカシアやユーカリ等の短伐期の樹種が植林されている³⁶。

(イ) 木材の需給状況

2015年におけるベトナムの木材需要量は約1,700万m³で、このうちチップが800万m³、輸出用木材製品が600万m³、建設・内装等用材が300万m³などとなっている。2015年の木材輸入額は、20.9億ドルで、このうち、丸太が16.6億ドル、その他が4.3億ドルなどとなっている³⁷。

(ウ) 木材産業の状況

ベトナムには、木材加工企業が3,930社ある。ベトナムからの輸出品目上位10位のうち、木材製品は6位となっており、アジアでは、中国に次ぐ木材製品の輸出国となっている。輸出先国は120カ国を超え、輸出額は年々増加している。家具製造業も盛んであり、世界におけるインテリア家具生産額のうち4%のシェアを占めている³⁸。

(エ) 木材利用に関する施策

ベトナムでは、木材製品に対する関税率は、丸太で0%、製材で3%、集成材で5%となっている。このほか、付加価値税として、C I F 価格と関税額の合算額に10%が課税される。

2016年9月に、日本産木材製品の常設展示施設「ジャパンウッドステーション」への展示品を通関した際は、木製ラックに20%、木製椅子・テーブルに25%の関税が課されており、加工度が高い製品には高い関税がかけられていることがうかがえる。

(2) ベトナムへの木材輸出の現状と課題

(ア) ベトナムへの木材輸出の現状

(a) 品目別の輸出額³⁹

2016年における日本からベトナムへの品目別木材輸出額は、6.6億円となってい

³⁶ 南部林業科学研究所所長 Kiêu Tuân Dat 「ベトナムの林業と木材加工業」（ベトナム向け輸出促進セミナー（平成28年12月20日）資料）

³⁷ サイゴン貿易生産開発株式会社社長 TRẦN QUỐC MANH 「HANDICRAFT AND WOOD INDUSTRY ASSOCIACION OF HO CHI MINH CITY」（ベトナム向け輸出促進セミナー（平成28年12月20日）資料）

³⁸ 南部林業科学研究所所長，サイゴン貿易生産開発株式会社社長

³⁹ 財務省「貿易統計」による

る。品目別に見ると、「製材」が最も多く、次いで、「木質ボード」、「丸太」の順となっている。「製材」と「木質ボード」は、毎年、輸出額が増加している（図7）。ベトナムでは、木材製品の輸出額が年々伸びており、木材加工業も成長していることから、今後、輸出用加工原料として、木材輸入のニーズが高まるものと考えられる。

日本から輸出される樹種は、「丸太」では、ヒノキが8割近くを占め、その他広葉樹が2割近くとなっている。「製材」では、ヒノキが半分近くを占め、残りの半分は主に広葉樹が占めている。用途としては、主に家具用や内装材用と推察される（図8）。

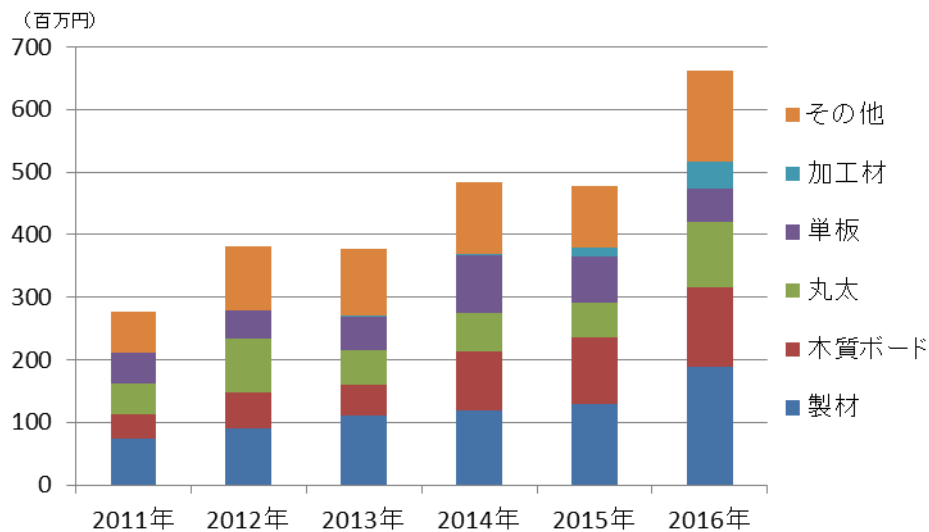


図7 日本からベトナムへの品目別木材輸出額

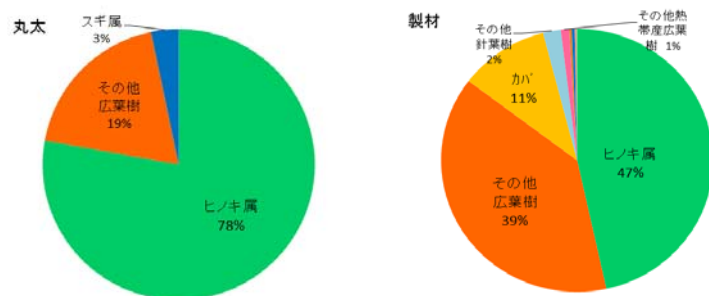


図8：丸太及び製材輸出額における樹種別割合(2016年)

(b) ベトナムにおける木材のニーズと輸入材の用途

ベトナムの木材加工業や家具製造業等は、海外から材料を輸入し、国内で加工・製造した後、海外へ製品を輸出する形態をとっている。他方、国内における具体的な木材利用ニーズについては、十分に把握できていない。

建築物としては、山間部に木造住宅があるものの、都市部ではRC造の建築物は主体となっており、シロアリも多いことなどから、木造住宅を普及させるには、長い時間と労力が必要と考えられる。ただし、学校や保育園等の公共建築物の木造化には、関心が寄せられている。

(イ) ベトナムへの輸出拡大の取組

ベトナムは、各企業や自治体においても、木材輸出の対象国として関心の高い国の一つではあるが、まだ試験的な輸出の段階であり、ベトナムへの継続的な輸出に取り組んでいる企業は少ない。

(一社)日本木材輸出振興協会は、2016年10月に、ベトナムのホーチミン市に、日本産木材製品の常設展示施設である「ジャパンウッドステーション」を開設した⁴⁰。

(ウ) 木材輸出拡大に向けた課題

(a) ベトナムにおける日本産木材の認知度の低さ

ベトナムは、木材製品加工が盛んな国であるが、今まで、日本産木材の輸入実績は少なく、スギやヒノキ等の日本産木材の認知度が低い。

このため、現地の展示施設も活用しながら、日本産木材・木材製品の特長や機能について、積極的にPRする必要がある。

(b) ベトナム国内での木材利用ニーズの把握

ベトナムの木材加工業や家具製造業では、海外から材料を輸入し、加工・製造した後、海外へ製品を輸出していることから、木材に対しては、家具用などの加工材料としてのニーズはあるが、公共建築物の木造化や内装木質化に関する国内の木材利用ニーズのポテンシャルが把握できていない。また、木材・木造建築に関する法規制等具体的な情報も不足している。

このため、ベトナムにおける木材利用の現状やニーズについて、更に詳細に把握する必要がある。

(3) 今後の輸出拡大に向けた方向性と取組

(ア) 輸出のターゲット（品目、対象者）

ベトナムにおける木材へのニーズは、国内における需要というよりも、海外への輸出製品の原料としての需要がほとんどとなっている。

このため、日本産木材の製品輸出を促進するにあたっては、家具・内装材の材料となる製材、MDF、合板等の半製品を主なターゲットとした上で、内装等における木材利用ニーズを正確に把握できた段階で、ターゲットとする最終製品を絞り込むこととする。

(イ) 輸出に向けた取組方針

日本産木材はまだ認知度が低く、スギやヒノキを家具や内装材の資材として利用するという素地がないことから、今後は、家具製造業者や木材加工業者に対して、認知度の向上と家具・内装材への試験的な利用等を通じたPRを行っていく必要がある。

⁴⁰ 鈴木千喜(2016) 輸出拡大に向けたジャパンウッドステーション・ホーチミンの開設. 木材情報、2016年12月.

また、公共建築物の木造化を見据え、長期的な取組として、木造軸組構法の普及することも必要である。

このため、以下の取組を実施することとする。

(a) 短期的な取組

○日本産木材の認知度向上とブランド化の推進

- ・ ジャパンウッドステーションにおける木材加工業者・家具製造業者、デザイナーに対する日本産木材製品のPR。
- ・ 内装・家具製造業者を対象とした木材利用セミナーの開催。
- ・ ベトナムの家具製造業者と日本の製材業者等の連携による日本産木材を使用した家具等の試作。

○日本産木材製品の販売促進活動

- ・ 内装材販売店やインテリアショップでのPR活動など売り込み。
- ・ 内装・家具製造業者等を対象とした商談会の開催。
- ・ 家具製造業者、内装施工業者、インテリアデザイナー等の招へい。

○日本産木材を利用した内装における技能者の育成

- ・ 木材・建築関連の日本への留学生等を対象とした日本産木材利用に関するセミナーの開催。
- ・ ベトナムにおいて、インテリアデザイナーや内装施工業者を対象とした施工技術研修会の開催。

(b) 中長期的な取組

○公共建築物の木造化への普及・PR

- ・ 行政機関や学校法人等に対する木造建築物及び木造軸組構法等に関するセミナー等の開催。

Ⅲ. 木材輸出に関する総括的な課題と対応方策

前項Ⅱの1～4は、各国の木材利用の状況を踏まえた輸出拡大に向けた取組を実施するための対応策であるが、共通的な課題や新たな輸出先国への対応など、木材の輸出に関する総括的な課題があり、これに対応するための方策について検討する必要がある。

1. 木材輸出の実施や輸出先国での木材の利用及び建築に関する施策、法規制及び制限に関する情報の把握

木材を外国へ輸出する場合、樹皮付き丸太のくん蒸処理や、合法性が担保された木材であることの証明書添付など、必要となる書類や手続があり、各国によって異なる対応をする必要があるが、そのような情報を一元的に集約しているシステムはなく、各企業等が輸出を実施するたびに輸出先の情報を収集し対応している状況である。

また、輸出した木材製品の用途として、建築物の構造材や内装材等が想定されるが、利用にあたっては、各国の建築関連法令等により制限や規制がされる場合がある。

さらに、各国の政府における木材利用や建築促進の施策を把握することは、木材の輸出を効果的に推進する上で重要となる。

このため、各国の業界団体や行政機関と定期的に情報交換の場を設け、輸出先国の情報を把握することが重要である。

2. 国内における輸出体制整備

(1) 地域・ブロック単位での取組の推進

木材輸出に当たっては、企業及び都道府県等が個々に取り組んでいる現状にある。相手国からのニーズ（量）に応えられないケースもあることから、地域で連携し、ロットをまとめるなど輸出するに当たって安定的な供給体制の整備が必要である。

また、日本の規格ではなく、相手国の規格等を踏まえた輸出向けの木材製品の供給体制を整備することも重要である。

このため、地域・ブロックの特色を活かした、効率的な輸出体制について検討を行う必要がある。

(2) 輸出拠点施設の整備

木材製品の輸出に当たっては、コンテナを活用して最寄りの港から船により輸出されている現状にあるが、ロットを取りまとめ、効率的な輸送を行うための必要な施設整備等について検討を行う必要がある。

3. 新たな輸出先国の開拓

現在、中国、韓国、台湾、ベトナムでの輸出を重点的に推進しているが、今後、更なる輸出拡大を図るためには、新たな有望輸出先国を開拓することが重要となっている。

このため、現在、米国・インドにおいて木材輸出のポテンシャル調査を実施しているところであり、今後、調査結果を踏まえ、ターゲットとなる品目や輸出促進の取組等を検討することが必要である。

このほか、EU、オーストラリア等、有望と思われる輸出先国の開拓のため、木材輸出のポテンシャルや法規制・認証材等の調査を行うとともに、輸出拡大に向けた取組方策について検討を行う必要がある。

4. 連携した取組の推進

木材の輸出に当たっては、企業及び都道府県等が個々に取り組んでいる現状であり、日本産木材の認知度向上のためには、オールジャパンで取り組む必要がある。そのためには、国、都道府県、輸出企業、日本木材輸出振興協会及びジェトロ等の関係者が連携することが重要である。

セミナー・研修会の共同開催、輸出事例や問題点・課題等各種情報の共有等により、輸出促進につなげることが重要である。

5. 丸太の輸出について

丸太の輸出については、低質・低価格なB・C材が主流となっているが、ニーズは高く、引き続き共同出荷による大ロット化の供給体制を推進することが必要である。また、土木用・梱包用資材の用途としてのみではなく、棺桶用など他用途への利用拡大に向け、大径材等の輸出の検討も必要である。

参 考 资 料

1. 中国

(1) 森林資源等データ

(ア) 森林資源

- ・ 森林面積：2億61万 ha (2010) → 2億832万 ha (2015)
- ・ 森林率：20.9% (2010) → 21.7% (2015) ⁴¹

(2) 木材需要・産業及び住宅基礎データ

(ア) 木材需給の動向

(a) 中国における林産品の貿易等の実績 (2014年) ⁴²

- ・ 林産品貿易額：1,399.5億ドル (対前年比8.4%増)
 - 輸出額：722.0億ドル (対前年比11.3%増)
 - 輸入額：677.5億ドル (対前年比5.5%増)
- ・ 主な輸入品目：丸太、製材品、パルプ、古紙
 - 輸出実績：丸太 5,119.4万 m³ (前年比13.4%増)
 - 製材品 2,574.6m³ (同7.1%増)
- ・ 主な輸出品目：木製家具 (3.2億 pcs、前年比10.1%増)
 - 紙・板紙 (766万トン、同10.5%増)
 - 木製品 (55億ドル、同14.7%増)
 - 合板 (1,321.6万 m³、同28.8%増)

(b) 中国における丸太及び製材の輸入実績 (2016年) ⁴³

輸入先国	輸入量(万m3)	シェア	輸入先国	輸入量(万m3)	シェア
NZ	1,203	24.7%	ロシア	1,328	41.3%
ロシア	1,116	22.9%	カナダ	530	16.5%
米国	530	10.9%	タイ	415	12.9%
オーストラリア	363	7.4%	米国	292	9.1%
PNG	324	6.7%	フィンランド	96	3.0%
カナダ	279	5.7%	スウェーデン	69	2.2%
ソロモン諸島	230	4.7%	チリ	75	2.3%
赤道ギニア	109	2.2%	NZ	36	1.1%
ウクライナ	93	1.9%	ドイツ	31	1.0%
フランス	53	1.1%	ガボン	29	0.9%
その他	575	11.8%	その他	314	9.8%
計	4,876	-	計	3,215	-

表1 中国の国別丸太輸入量 (2016年)

表2 中国の国別製材輸入量 (2016年)

⁴¹ FAO(2015)世界森林資源評価2015：国別報告書：Country Report China.

⁴² 日本木材総合情報センター (2015) チャイナニュースレター：No. 8.

⁴³ 日本木材総合情報センター (2017) チャイナニュースレター：No. 21、No. 22.

(イ) 住宅建設着工の状況

(a) 2016年の不動産企業による建築着工面積⁴⁴

- ・着工：758,975万m²（前年比3.2%増）
 - うち住宅 521,310万m²（前年比1.9%増）
 - オフィスビル 35,029万m²（前年比6.0%増）
 - 商業用ビル 104,572万m²（前年比4.5%増）
- ・新規着工：166,928万m²（前年比8.1%増）
 - うち住宅 115,911万m²（前年比8.7%増）
 - オフィスビル 6,415万m²（前年比2.3%減）
 - 商業用ビル 22,317万m²（前年比0.9%減）

(b) 建築新規着工床面積の推移（2009～2013）⁴⁵

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
住宅	93,298	129,359	147,163	130,695	145,845
オフィスビル	2,861	3,668	5,399	5,986	6,887
商業用ビル	12,415	17,473	20,731	22,077	25,902
その他	7,848	13,147	17,944	18,645	22,574
計	116,422	163,647	191,237	177,334	201,208

表3：建築新規着工床面積の推移（2009～2013）

(ウ) 木材関連産業等データ

中国における主要木材製品生産量(2014)は、合板が17,412.14万m³（山東省、江蘇省）、繊維板6,923.83m³（広西省）、無垢フローリング9,166.31m³（浙江省、広東省）、複合フローリング57,664.31m³（江蘇省）、木質家具26,345.01pcs（広東省、山東省、福建省、浙江省）となっている。※（）は主要産地⁴⁶

なお、2016年の製材品の輸出割当量は、黒竜江省、アモイ市、大連市、山東省が多く、当該地域において木材加工業が盛んであることが推察される⁴⁷。

(3) 日本から中国への木材輸出の現状

(ア) 品目別輸出額⁴⁸

（単位：百万円）

品目	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
丸太	233	202	1,375	3,688	5,736	5,616

⁴⁴ 日本木材総合情報センター（2017）チャイナニュースレター：No. 19.

⁴⁵ 中国木材需給関連情報収集分析報告書（日本木材輸出振興協会）

⁴⁶ 日本木材総合情報センター（2015）チャイナニュースレター：No. 1.

⁴⁷ 日本木材総合情報センター（2016）チャイナニュースレター：No. 1.

⁴⁸ 財務省「貿易統計」

製材	727	615	770	1,316	1,352	1,527
木質ボード	499	389	449	428	638	690
木製建具	362	187	206	523	248	355
合板	237	296	364	307	296	344
単板	45	78	77	128	131	89
木製工具	86	44	58	76	78	89
木製食器	16	35	31	57	77	89
装飾品	18	22	12	65	49	53
パレット・箱	16	6	4	26	26	46
その他	176	212	128	170	245	132
計	2,415	2,085	3,471	6,786	8,876	9,032

表4：中国への品目別輸出額

(イ) 2016年中国向け丸太及び製材の樹種別輸出額（単位：千円）

樹種	輸出額(千円)
コナラ属	1,182
その他広葉樹	457,756
スギ属	4,556,169
ヒノキ属	368,709
カラマツ属	27,452
その他針葉樹	204,995
計	5,616,263

表5：丸太の樹種別輸出額

樹種	輸出額(千円)
カエデ	17,562
コナラ属その他	42,641
コナラ属なら	4,891
サクラ	3,554
セン	330
その他広葉樹	119,867
トネリコ	8,256
スギ属	224,729
ヒノキ属	420,869
カラマツ属	4,723
その他針葉樹	680,070
計	1,527,492

表6：製材の樹種別輸出額

(4) 中国への輸出の取組

(ア) 展示会への出展による日本産木材の認知度の向上

(a) 広州建築国際博覧会への出展（（一社）日本木材輸出振興協会）

広州における博覧会であり、2016年7月に開催。木材加工業等8社が出展し、約4千人が来場。

(b) 日本産木材及び利用に関するセミナーの開催（（一社）日本木材輸出振興協会）

木材加工業者やバイヤー等を対象に、日本産木材を認知してもらうためのセミナーを2016年7月、12月に広州において、2016年10月に青島(1回)において開催。延べ132名が参加。

(イ) ターゲットを明確にした販売促進

(a) バイヤーの招へい（ジェトロ）

2016年10月及び12月、岡山及び福岡において、中国の木材業者・バイヤー等を

招へいし、製材工場等の視察及び商談会を開催。

(ウ) 企業や団体等による輸出の取組

(a) 高耐久性木製品を輸出 (K社)⁴⁹

1990年代から中国市場に注目し、人材を育成。2010年に上海事務所を開設。設計事務所やデベロッパーに対する販売活動を展開し、耐久性・寸法安定性に優れた高温熱処理木材を輸出。

(b) 紀州桧を輸出 (I社)

2014年から紀州ヒノキを地元の素材生産業者と連携し中国へ輸出。中国の製材所で製品加工し、中国国内及び韓国向けに販売。

(5) 中国における林産物の輸入規制・輸入手続等⁵⁰

(ア) 林産物輸出の手続き及び規制の概要

日本から中国への林産物の輸出は、中国の国家品質監督検査検疫総局が輸入を許可した品目に限り「可」となるため、輸出入を行う前には、関連許可を取得しておく必要がある。また、林産物の輸入は、通常の貨物輸入と同様、通関手続きを行うほか、輸出国での検疫証明書類を事前に取得し、入国港の検査検疫機関による検疫を受けなければならない。

(イ) 輸入後の販売

輸入後に中国国内で販売する際、木材経営加工許可証の取得が必要となる。なお、輸入木材を輸入目的地以外に再送する場合は、木材輸送許可証の取得も必要となる。

(ウ) 関税

中国における関税については、中国税関サイト (<http://www1.customs.gov.cn/tabid/67735/Default.aspx>) で商品の名称又はHSコードを入力し、検索できる。

なお、丸太及び製材の関税は0%、合板の関税は4~12%となっている。

⁴⁹ 邱祚春 (2015) 中国市場での活動. 木材情報、2016年2月.

⁵⁰ ジェトロ (2017) 2016年度 日本からの農林水産物・食品輸出に関する各国・地域の制度調査 (中国)

2. 韓国

(1) 森林資源等基礎データ⁵¹

(ア) 森林資源 (2010 年末現在)

(a) 森林面積

6,369ha (国土面積の約 64%)

うち針葉樹 41% (マツ類が主)、広葉樹 27%、針広混交林 29%

うち人工林 29%

うち私有林 約 7 割、国有林及び公有林 約 3 割

(b) 資源構成

31 年生以上の森林が 65% (41 年生以上は 2%) ※マツの標準伐期齢：60～70 年

(c) 森林蓄積 (2010 年末)

森林蓄積量：800 万 m³、平均蓄積量 126m³/ha

(イ) 林業の状況

(a) 森林所有者

平均所有規模：2.1ha、(5ha 以下の零細所有者 91%)

政府が篤林家 530 人、林業後継者 4,677 人を認定 (2012 年)。また、零細所有者の森林を団地化し管理・経営するための協業経営体事業 (178 協業体：2012 年) を推進。協業体による管理森林面積は、143 千 ha。

(b) 林業労働の確保 (熟練した森林作業労働者の専門営林団組織状況) (2012 年)

・国有林営林団：146、作業員：1,606 人

・民有林営林団：357、作業員：3,877 人

・森林事業法人：587、登録者：3,522 人

(c) 森林インフラ

・植林面積：約 2 万 ha (2012 年) うち針葉樹 9.5ha、広葉樹 10.5 千 ha

・林道密度：2.7m/ha (2012 年)

(2) 木材需要及び住宅基礎データ

(ア) 木材需給の動向

(a) 木材需給

・木材自給率：17.4% (2013 年)⁵²

・木材消費量：28,151 千 m³、供給量：国産材：4,897 千 m³、輸入材：23,254 千 m³

・用途別自給率：製材 12%、合板・単板 1%、ボード用 48%、パイル用 39%、
パルプ 9%

(b) 木材需要の割合 (2013 年)

パルプ用 39%、製材用 20%、ボード用 11%、合板・単板用 11%、パイル用 7%、

⁵¹ (一財) 自治体国際化協会 (2015) 韓国の森林・木材産業の現況と対韓木材輸出について

⁵² (一財) 自治体国際化協会 (2015) 韓国の森林・木材産業の現況と対韓木材輸出について

その他（工事用材、杭、しいたけ原木等）12%

（c）輸入材の状況⁵³

丸太の輸入量は、2007年の9.4百万m³から、2013年の4.1百万m³へ、56%の減少。主な輸入先（2013年）は、ニュージーランド（61%）、カナダ（14%）、米国（12%）など。日本からの輸入は1.2%。製材の輸入量は、2007年の1.8百万m³から、2013年の3.5百万m³へ、約2倍の増加。主な輸入先（2013年）は、中国（24%）、チリ（10%）、ドイツ（8%）など（2013年）。日本からの輸入は4%。

（イ）住宅建設着工の状況⁵⁴

2014年における構造別住宅着工棟数は、189,411棟となっており、鉄筋鉄骨組が9割近くを占めており、木造は約6%となっている。

	鉄筋鉄骨組	木造	組構造等	合計(棟数)
2005年	101,140	1,993	11,421	114,554
2006年	127,464	4,203	15,373	147,040
2007年	153,216	6,966	18,833	179,015
2008年	154,920	8,191	18,492	181,603
2009年	143,355	9,503	17,278	170,136
2010年	162,880	9,585	16,005	188,470
2011年	173,986	10,037	14,840	198,863
2012年	167,159	10,369	13,061	190,589
2013年	164,907	10,339	12,299	187,545
2014年	167,276	10,920	11,215	189,411

表7：韓国における構造別住宅着工棟数（2014）

（3）木材産業基礎データ⁵⁵

（ア）製材業

1990年：1,659工場 → 2011年：527工場（仁川88、全羅北道68、釜山51他）

（イ）合板産業

工場：5工場、年間生産量434千m³（2012年）

（ウ）パーティクルボード産業

工場：3社 年間生産量801千m³（2012年）

⁵³ 平成28年度木材輸出戦略研修「木材輸出の現状と課題」資料（Global Trade Atlasをもとに作成）

⁵⁴ 日本木材総合情報センター（2015）ワールドウッドトレンド，No.7.

⁵⁵ （一社）日本木材輸出振興協会、（一財）日本木材総合情報センター（2014）韓国における木材需給と木材産業の現状と動向.

(エ) MDF産業

工場：7工場 年間生産量 1,713 千 m³ (2012 年)

(オ) 集成材工場

工場：2工場 (民間企業と、自治体の財団設立による工場)

(4) 韓国における林産物の輸入規制・輸入手続等⁵⁶

(ア) 林産物輸出の手続及び規制の概要

(a) 輸入禁止措置事項

病害虫リスク分析の結果、国内の植物に被害が大きいと認められる病虫害が分布している地域で生産または発送がされたもの及びその地域を経由した植物として農林畜産食品部令で定めているもの、又、病虫害、土や土がついている植物などは輸入できない。木材に関しては、マツ属植物、カラマツ属植物、ヒマラヤスギ属の植物の木材類の輸入は禁止されている (日本は輸入制限地域に該当)。

(b) 輸入手続の流れ

韓国における木材の輸入は、入港後、「植物検疫対象物品の輸入申告及び検疫申請書」を検疫本部地域本部長に提出し「検疫」を受け、その後、政府指定の機関 (木材は山林庁長) による「規格・品質検査」を経て、通関手続を行うこととなる。

(イ) 輸入後の販売

輸入後に韓国国内で販売する場合は、「木材輸入流通業登録」を行わなければならない。また、木材製品の生産・販売、利用時に人と環境に物理的及び化学的被害が発生する恐れがあると認める木材製品及び、安全性評価の申請がある木材製品について安全性評価を受けることができる。

(ウ) 関税

丸太：0%、製材5%、合板10%、集成材5~10% (2015年1月現在)

※FTAにより米加材は、関税引下げ、撤廃

(エ) その他、規格・品質基準等に関する法令⁵⁷

(a) 木材の持続可能な利用に関する法令

木材製品の安全性の評価、規格・品質基準の検査、品質認証等について規定。

(b) KS表示認証

優秀な工業製品の普及・拡大により消費者保護を目的に、特定商品や加工技術が韓国産業標準のレベルに該当することを認める認証制度。

・工業製品の安全管理制度 (KC認証)

⁵⁶ ジェトロ (2017) 2016年度 日本からの農林水産物・食品輸出に関する各国・地域の制度調査 (韓国)

⁵⁷ ジェトロ 農林水産・食品部 (2014) 韓国の木材市場と住宅建設の動向.

品質経営及び工業製品の安全管理法に基づき、工業製品の取扱い・使用により消費者の生命等への危害、財産上の被害等を防止することを目的に、安全基準に適合することを認めるもの。（例）家具におけるホルムアルデヒドの放散量に関する安全基準など。

(5) 日本から韓国への木材輸出の現状⁵⁸

(ア) 品目別輸出額

(単位：百万円)

品目	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
丸太	400	471	817	1,757	2,493	1,897
製材	212	175	306	449	525	490
木製建具	78	79	97	177	289	213
パレット・箱	17	35	36	34	32	114
加工材	106	75	84	102	101	112
合板	42	10	5	22	36	58
木製食器	13	16	17	23	39	39
単板	47	16	30	28	8	13
装飾品	2	11	7	17	30	13
木くず	30	42	53	88	11	7
その他	114	118	207	177	216	161
計	1,060	1,048	1,659	2,873	3,780	3,116

表8：韓国への品目別輸出額

(イ) 2016年韓国向け丸太及び製材の樹種別輸出額（単位：千円）

樹種	輸出額(千円)
スギ属	277,233
ヒノキ属	1,352,951
その他針葉樹	156,312
その他広葉樹	110,130
計	1,896,626

表9：丸太の樹種別輸出額

樹種	輸出額(千円)
コナラ属なら	4,165
サクラ	203
セン	215
その他広葉樹	47,396
トネリコ	1,476
スギ属	58,326
ヒノキ属	373,530
その他針葉樹	4,078
サハリ	312
計	489,701

表10：製材の樹種別輸出額

(6) 韓国への輸出の取組

(ア) 展示会への出展による日本産木材の認知度の向上

⁵⁸ 財務省「貿易統計」

(a) KOREA BUILD への出展 (ジェトロ)

例年 2 月に開催される韓国最大級の住宅博覧会「キョンヒャンハウジング」に日本ブースを設け、日本の木材関連企業を募り出展。2017 年は 20 社が出展。当該博覧会において、岐阜県及び愛媛県が韓国の建築関連団体と連携し、県産材や木造軸組構法に関するセミナーを開催。

(b) 日本産木材及び利用に関するセミナーの開催 ((一社) 日本木材輸出振興協会)

平成 28 年 11 月、ソウル市内において、木材加工業者やバイヤー等を対象に、日本木材製品及び利用技術セミナーを開催し、72 名が参加。

(イ) 販売促進活動

(a) バイヤーの招へい (ジェトロ)

平成 28 年 10 月及び 12 月、岡山と福岡において、韓国の木材業者・バイヤー等を招へいし、製材工場等の視察及び商談会を開催。

(ウ) 企業・団体等の取組

(a) アンテナショップの設置⁵⁹ (美作材輸出振興協議会)

平成 28 年 8 月、美作材輸出振興協議会が、城南市 (ソウル市近郊) に韓国において人気の高いヒノキ製材品を P R ・販売するアンテナショップを開設。内装・家具用のヒノキ板材やヒノキ製家具等を展示・販売するとともに、販路開拓の強化や市場調査等を実施。

(b) 木造軸組構法に関する研修会の開催 (宮崎県)

平成 28 年 6, 8, 11 月に韓国で入門セミナーを開催し、約 570 人が参加した。参加者の中から本格的に木造軸組構法を学びたい方に対して、平成 29 年 2 月に宮崎県において施工に関する実務研修を 2 回実施 (3 泊 4 日、渡航費は参加者負担)。

(c) 日本産木材を利用した木造軸組住宅の建設 (K 社)

2015 年 12 月に韓国へ日本産木材 (ヒノキ、スギ) のプレカット材を輸出。韓国華城市に、日本人の大工工事技術者 (2 名) を派遣し、木造軸組住宅を建設 (2016 年 2 月完成)。

⁵⁹ 木下恒久、豆原直行 (2016) 美作材輸出振興協議会の海外展開。木材情報。2015 年 10 月。

3. 台湾

(1) 森林資源等データ⁶⁰

(ア) 森林面積

210 万 ha (国土面積の約 58.4%)

うち天然林 153 万 ha (73%)、人工林 42 万 ha (20%)

(イ) 森林蓄積 (2010 年末)

人工林蓄積：4,700 万 m³

(ウ) 人工林の植林樹種

日本スギ 4～5 万 ha、コウヨウザン 1～2 万 ha、ほか台湾ヒノキ、広葉樹

(2) 木材需要及び住宅基礎データ

(ア) 木材需給の動向

(a) 木材生産

・木材生産量：4.5 万 m³

・木材自給率：1% (2015 年)

(b) 輸入材の状況⁶¹

丸太の輸入量は、2004 年頃は 100 万 m³ を越えていたが徐々に減少し、2015 年は 55 万 m³ に減少。主な輸入先 (2015 年) は、マレーシア (39%)、ニュージーランド (16%)、日本 (14%) となっている。

製材の輸入量は、2003 年から 120 万 m³ 前後で推移しており、2015 年は 128 万 m³ で横ばい。主な輸入先 (2015 年) は、カナダ (39%)、アメリカ (11%)、マレーシア (11%)。日本からの輸入は 0.2% 程度となっている。

2010 年から 2013 年にかけて合板の輸入量は 70 万 m³ 前後で推移。主な輸入先は、マレーシア、中国、インドネシアとなっている。

(イ) 住宅建設着工の状況⁶²

2015 年の住宅着工件数は、16,292 件となっており、前年 (19,724 件) に比べ 17% の減となっている。建築物着工面積を構造別に見ると、全着工面積 25,355 千 m² のうち木構造は 18 千 m² となっており、木造率は 0.07% となっている。

(3) 木材産業基礎データ

1990 年代からの天然林における商業ベースでの伐採禁止により、素材生産業、木材

⁶⁰ (一社) 日本木材輸出振興協会、(一社) 日本木材総合情報センター (2014) 台湾における木材需給と木材産業の現状と動向。

⁶¹ 2016 年台湾行政院農業委員会林業試験所との意見交換会 提供資料

⁶² 中華国内政部ホームページ (2017) 中華国内政部全球資訊網 行政広告 106 年第 1 週内政統計通報

加工業等が衰退。木材自給率は1%。台湾の製材業は実際に操業しているのは400～500社で、従業員50人以上の企業は2社のみ。普通合板の工場は14社、二次加工合板は40～50工場あり中小規模が多い。繊維板・パーティクルボードの生産工場はない。台湾での木材関連団体は、家具関連の団体も含め6団体となっている。

(4) 台湾における林産物の輸入規制・輸入手続等⁶³

(ア) 林産物輸出の手続き及び規制の概要

日本から台湾への林産物の輸出は、台湾行政院農業委員会動植物貿易検疫局が輸入を許可した品目に限り「可」となる。また、林産物の輸入にあたっては、輸出国での検疫証明書が必要となる。

(イ) 関税

台湾の関税については、関税検索サイト

(<http://portal.sw.nat.gov.tw/PPL/RedirectorNonLoginAction?appId=APGQ&privilegeId=GQ01%3FclassType%3D7>)

でHSコードから検索できる。

なお、丸太及び製材の関税は0%、合板の関税は8.5～12.5%となっている。

(5) 日本から台湾への木材輸出の現状⁶⁴

(ア) 品目別輸出額

(単位：百万円)

品目	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
丸太	610	620	846	1,348	1,063	793
製材	46	87	132	138	202	278
装飾品	15	27	63	75	190	76
木製食器	34	33	47	64	67	74
木製建具	55	60	102	61	98	72
パレット・箱	49	34	83	96	68	59
木質ボード	51	40	51	64	56	55
合板	39	26	37	53	190	50
木炭	19	16	20	31	32	26
木くず	5	11	6	2	4	7
その他	61	42	54	74	115	69
計	984	996	1,441	2,005	2,085	1,561

表 11：台湾への品目別輸出額

⁶³ ジェトロホームページ (2017) 台湾 林産物の輸入規制、輸入手続き等

(イ) 2016 年台湾向け丸太及び製材の樹種別輸出額（単位：千円）

樹種	輸出額(千円)
スギ属	596,022
ヒノキ属	95,735
その他広葉樹	93,240
その他針葉樹	8,390
計	793,387

表 12：丸太の樹種別輸出額

樹種	輸出額(千円)
ヒノキ属	208,129
スギ属	46,116
その他広葉樹	15,004
その他針葉樹	4,972
カエデ	3,146
その他熱帯産広葉樹	624
計	277,991

表 13：製材の樹種別輸出額

(6) 台湾への輸出の取組

(ア) 日本産木材の認知度の向上

(a) 台北国際建築建材及産品展への出展（（一社）日本木材輸出振興協会）

台湾の建築博覧会である、「台北建築建材及産品展」が2016年12月に開催。合板及びLVL企業3社が出展し、110社が来場。

(b) セミナーの開催（（一社）日本木材輸出振興協会）

2016年8月、台北市内において、木材加工業者やバイヤー等を対象に、日本木材製品及び利用技術セミナーを開催し、約60名が参加。

(イ) 販売促進活動

(a) バイヤーの招へい（2016）（（一社）日本木材輸出振興協会）

2016年5月、台湾の合板・LVL製造・販売業者を招へいし、日本のLVL協会との意見交換を実施。その後、12月、2017年3月に日台の業者間において、現地調査や意見交換等の交流が継続。

(b) バイヤーの招へい（2017）（（一社）日本木材輸出振興協会）

2017年3月、台湾の製材業者等を招へいし、国内業者向けにセミナーを開催するとともに、日台企業間で商談会を実施。

(ウ) 企業や団体等による輸出に向けた取組

(a) 企業の連携による材料と工法のセット輸出（徳島県）

2016年、徳島県において製材業者や工務店等複数の企業が連携し、国立台湾科技大学のキャンパス内インフォメーションセンター新築にあたり、県産材と大工・建具技術のセット輸出を実施。建築現場において、学生や現地の建築関係者を対象に、技術講習会を開催。

(b) 日本産木材を利用した木造軸組住宅の建設（T社）⁶⁵

2014年から、地域材を利用した住宅用部材として、プレカット加工した製品を台湾に輸出。部材の輸出だけでなく、現地において木造住宅を建築するとともに、現地職人に対する技術指導を実施。

⁶⁴ 財務省「貿易統計」

⁶⁵ 石川忠幸（2016）（株）棟匠の台湾進出事業のあらましと展望。木材情報、2016年9月。

4. ベトナム

(1) 森林資源等データ⁶⁶

(ア) 森林資源 (2015 年末現在)

(a) 森林面積

1401 万 ha (国土面積の約 40.84%)

うち人工林 390 万 ha (28%)、天然林 1010 万 ha (72%)

うち私有林 170 万 ha

(b) 主な植林樹種と成長量等

・アカシア各種

植栽面積：130 万 ha、成長率 (MAI) 15~30m³/ha (年)

伐採経営周期：5~7 年 (小木)、8~10 年 (板用)

・マツ、ユーカリ、アカシア、マングローブ

伐採経営周期：7~15 年

・その他国内種 (ゴールドデンオーク、カンインビュ、チーク、インドボダイジュ等)

伐採経営周期：15~30 年

(イ) 森林所有者の平均所有規模：1~3 ha

(2) 木材需要データ⁶⁷

木材原料需要は、約 17 百万 m³、このうちチップ 8 百万 m³、輸出用木材製品 6 百万 m³、建設・内装等は 3 百万 m³となっている。2015 年の木材原料輸入量 (丸太ベース) は、4.79 百万 m³、2,088 百万ドル (うち丸太：16.6 億ドル、その他：425 百万ドル) である。

(3) 木材産業基礎データ⁶⁸

ベトナムの木材加工企業は 3,930 社。ベトナムの輸出品目上位 10 位のうち木材製品は 6 位であり、アジアでは中国に次ぐ木材製品輸出国。輸出先国は 120 カ国を超え、輸出額は年々増加。家具製造業もさかんであり、世界のインテリア家具の 4% のシェアを占める。

⁶⁶ 南部林業科学研究所所長「ベトナムの林業と木材加工業」(ベトナム向け輸出促進セミナー(平成 28 年 12 月 20 日)資料)、サイゴン貿易生産開発株式会社社長「ホーチミンの HAWA における取組について」(ベトナム向け輸出促進セミナー(平成 28 年 12 月 20 日))

⁶⁷ 同上

⁶⁸ 同上

(4) ベトナムにおける林産物の輸入規制・輸入手続き等

(ア) 関税⁶⁹

丸太：0%、製材：3%、集成材3%

(5) 日本からベトナムへの木材輸出の現状⁷⁰

(ア) 品目別輸出額

(単位：百万円)

品目	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
製材	74	90	110	119	130	188
木質ボード	39	57	51	94	105	128
丸太	48	86	55	62	55	104
単板	49	45	52	92	75	52
加工材	0	2	2	2	14	44
合板	9	7	6	14	5	42
木製食器	29	31	25	28	23	32
木製建具	1	8	5	8	5	16
たる・おけ	0	0	0	0	0	6
パレット・箱	0	9	3	9	4	5
その他	28	46	68	55	60	43
計	277	381	376	485	477	661

表 14：ベトナムへの品目別輸出額

(イ) 2016年ベトナム向け丸太及び製材の樹種別輸出額 (単位：千円)

樹種	輸出額(千円)
ヒノキ属	81,328
その他広葉樹	19,720
スギ属	3,418
計	104,466

表 15：丸太の樹種別輸出額

樹種	輸出額(千円)
ヒノキ属	87,376
その他広葉樹	72,759
か	20,013
その他針葉樹	3,959
その他熱帯産広葉樹	1,841
トネリコ	608
スギ属	605
コナラ属なら	322
カエデ	238
計	187,721

表 16：製材の樹種別輸出額

(6) ベトナムへの輸出の取組

(ア) 展示施設の設置による日本産木材の認知度の向上

⁶⁹ 2016年「ジャパンウッドステーション」展示品通関時ヒアリングによる

⁷⁰ 財務省「貿易統計」

- (a) 日本産木材展示施設「ジャパンウッドステーション」の設置・PR（（一社）日本木材輸出振興協会）⁷¹

2016年10月、ベトナムホーチミン市に日本産木材製品の展示施設として、「ジャパンウッドステーション」を開設。角材や集成材製品のほか、床板や内装材、和室キットなどを展示し、日本産木材をPR。

(イ) 販売促進活動

- (a) バイヤーの招へい（（一社）日本木材輸出振興協会）

2016年12月、ベトナムのバイヤー等を招へいし、日本の製材工場等の視察及び国内業者向けにセミナーを開催。

5. 木材輸出に関する問合せ先

- (1) 一般社団法人日本木材輸出振興協会

【電話】

03-5844-6275

【ホームページ】

<http://j-wood.org/>

- (2) ジェトロ 農林水産物・食品輸出相談窓口

【電話】

03-3582-5646

【ホームページ（貿易相談窓口の一覧）】

https://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods.html

⁷¹ 鈴木千喜(2016) 輸出拡大に向けたジャパンウッドステーション・ホーチミンの開設. 木材情報、2016年12月.